

【②地域生活支援部会】

1. 経過等

(1) 部会の開催状況等

《第 1 回部会》 6 月 30 日（木）13 時 30 分から 15 時 30 分

福祉センター福祉団体活動室で開催

(協議事項)

① 部会長及び副部会長の選出

寺田勝昭委員を部会長に栗田京子委員を副部会長に選出した。

なお、委員構成は以下のとおり（5 名）

- ・ 寺田 勝昭部会長 . . . 社会福祉法人清和会 鎌倉はまなみ 鎌倉わかみや施設長
- ・ 栗田 京子副部会長 . . . 社会福祉法人ラファエル会鎌倉地域支援室室長
- ・ 岩立 実勇委員 . . . NPO 法人道 理事長
- ・ 小澤 宏史委員 . . . 社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会地域福祉係
事務局次長兼地域福祉係長
- ・ 根本 さおり委員 . . . 株式会社ツクイ ツクイ鎌倉 管理者

② 28 年度の検討課題について

○地域交流会活動の継続

- ・ 活動を通して障害のある方もない方も共に地域で暮らすための当事者を含めた交流は有効であり、他地域（27 年度実施した玉縄地域以外）の情報を集めながら継続する方向で進める。

○移動支援のガイドラインの見直し

- ・ 横三圏域自立支援協議会（相談支援ネットワーク会議）の検討状況等の情報を共有し、今後の取り組みに繋げていく。

○防災関連

- ・ 社会福祉協議会施設部会防災作業部会の情報等を含め地域の情報を共有し、今後の取り組みに繋げていく。

《第 2 回部会》 9 月 21 日（水）10 時から 12 時、福祉センター福祉団体活動室で開催

（7 月以降、鎌倉市基幹相談支援センターが事務局に参加）

(協議事項)

① 地域交流会活動取り組みについて

○市内の各地域の活動状況の把握等

- ・ 地域の活動（町内会、商店会、地区社協、サロン活動、社会貢献事業等）で、障害のある人が参加できるような工夫や取り組みについて検討を進める。
- ・ 具体的なアプローチについて、どのように進めていくか検討する。

② 移動支援事業について

○横三圏域自立支援協議会（相談支援ネットワーク会議）の検討状況について

- ・移動支援支給基準等 4市1町の状況 （別添資料を参照）
- ・移動支援について相談支援事業所からの回答集約 （ 〃 ）

③ 防災関連の取り組みについて

○鎌倉市避難マップ（福祉施設・地域活動支援センター）の活用について

- ・平成 25 年 12 月作成版（残部）の活用方法の検討
 - 避難所への配置
 - 要援護者の避難のため町内会（自主防災組織）への配布
 - 社協だより（11 月特集号）で改めて紹介する

○社会福祉協議会施設部会防災作業部会による「災害時における要援護高齢者または障害者の緊急受け入れに関する協定締結施設に対するアンケート」結果について

- ・平成 28 年 9 月実施

2. 今後の進め方

① 地域交流会活動取り組みについて

○障害特性等を理解してもらい「学習会」のような取り組みの提案なども含めて具体的なアプローチが図れるよう検討を進める。

② 移動支援事業について

○横三圏域自立支援協議会（相談支援ネットワーク会議）の検討状況について

- ・引き続き情報共有を図っていく。

○課題整理と対策について

- ・障害者福祉計画の改訂に合わせて課題等をまとめていく。
- ・居宅介護事業所からの意見抽出なども検討する。

③ 防災関連の取り組みについて

○鎌倉市避難マップ（福祉施設・地域活動支援センター）について

- ・残部の活用方法については、第 2 回部会の意見等を参考に市障害者福祉課で対応を進める。
- ・避難マップの更新（二次避難所や認知症の記載の追加など）について、関係機関等と連携して進められるよう検討する。

移動支援支給基準等 近隣各市町の状況について(平成28年6月現在)

	逗子市	横須賀市	鎌倉市	三浦市	葉山町
対象者	身体(1・2級視覚又は全身性)知的・精神	3障害	身体(全身性)・知的・精神	身体(全身性)・知的・精神	身体(全身性)・知的・精神
利用者自己負担	自己負担無し	1割(国(法定給付)サービスに準ずる ※法定給付と合算、限度額に含める。	1割(国(法定給付)サービスに準ずる ※法定給付と合算しない。	1割(国(法定給付)サービスに準ずる ※法定給付と合算、限度額に含める。	1割(国(法定給付)サービスに準ずる ※法定給付と合算、限度額に含める。
支給量上限	50時間/月	60時間/月	者: 30時間/月 児: 25時間/月	35時間/月	48時間/月
	※全市町、個別対応により、対象者及び家族等の状況、状態を勘案して、支給量上限の範囲内で必要な時間数を支給決定している。				
通学支援	△	○	△	△	△
	原則は利用不可だが、他に代替案が無い場合、保護者が就労、傷病、出産等により付添ができない場合、家族が入院した場合等やむを得ない場合勘案して可とする。	他に代替案が無い場合、必要があれば可とする。	原則は利用不可だが、他に代替案が無い場合、家族が入院した場合等やむを得ない場合勘案して可とする。	原則は利用不可だが、他に代替案が無い場合、家族が入院した場合等やむを得ない場合勘案して可とする。	原則は利用不可だが、家族の状況等やむを得ない場合等勘案して可とする。他に代替案が無い場合、自力通学の練習のため、暫定的に支給、家族が入院した場合等
通所支援	△	○	△	△	△
	原則は利用不可だが、他に代替案が無い場合、保護者が就労、傷病、出産等により付添ができない場合、家族が入院した場合等やむを得ない場合勘案して可とする。等	就労継続支援B型事業所、地域活動支援センター、生活介護等の通所に際して、他に代替案が無い場合、必要があれば可とする。	原則は利用不可だが、他に代替案が無い場合、家族が入院した場合等やむを得ない場合勘案して可とする。	原則は利用不可だが、他に代替案が無い場合、家族が入院した場合等やむを得ない場合勘案して可とする。	原則は利用不可だが、他に代替案が無い場合、家族が入院した場合等やむを得ない場合勘案して可とする。
グループ支援	実施	実施	未実施	未実施	未実施
グループ支援利用者自己負担	自己負担無し	個別支援の自己負担の7割			
グループ支援事業所に対する報酬単位	個別支援の報酬単位の7割	個別支援の報酬単位の7割			

移動支援について相談支援事業所からの回答集約

(一部、意見の要約があります)

① 移動支援が活用できている場面。 現在出来ている利用の仕方が出来なくなってしまうと困難が生じるであろう場面。	(横須賀市) ・余暇支援、買い物など。 ・乗用車を利用した移動支援 ・短期入所先から通所事業所への移動(日常的に行われているため) ・養護学校への通学支援 ・通所施設への通所支援 ・銀行、郵便局、市役所等の手続き (鎌倉市) ・居宅介護と連続した利用 ・短期入所の送迎 ・特別な事情(家庭・保護者の事情。ひとり人親世帯)として認められている通所、通学支援 ・自立支援目的で有効期限に認められている通所、通学支援。 (三浦市) ・買い物目的での通所支援 ・長時間 OK の余暇外出(45H/M)の人もある。 ・通学訓練として3か月間の通学支援 ・家族のやむを得ない事情によるつうがく、通所支援。 (逗子市) ・短期入所、通所から自宅への移動支援に余暇支援を組み込んで利用できている事。 ・市役所の手続き ・日用品や家電などの買い物
② 移動支援が使えずに困っている場面。	(横須賀市) ・医療ケアが必要な人の移動 ・階段や坂の上に自宅がある方の支援。平坦地までの移動。 ・重介護の方のマンパワー ・遠方入所の方の一時帰宅時の外出。 ・(計画では)単独の移動を目標としているが、事業所の都合で車での送迎になってしまっているケース。 ・短距離で時間がかからないが階段や坂道等で送迎場所までの移動 (鎌倉市) ・ショートステイ中の外出支援 ・入所中の外出 ・通所・通学の恒常的利用 ・希望日時での利用がなかなか取れない。 ・遠方ショート時の利用 ・サービス開始場所と終了場所に大きな距離がある場合 (三浦市) ・家族の就労による事情だと通学通所に利用できない。 ・短期入所への送迎 ・利用要件が適切でも利用できる事業所が限られ、利用できない。 ・三浦から横須賀までの利用すると費用が高く負担が大きい。 (逗子市) ・自宅～学校まで 30 分かかる移動。 ・サービス利用(生活介護、短期入所)の為の移動。

③移動支援が使えない時の代替手段。	(横須賀市) ・福祉有償運送(経済的に可能な場合) ・介護タクシー(経済的に可能な場合) ・ボランティアによる外出 ・自費ヘルパー(経済的に可能な場合) (鎌倉市) ・家族による送迎 ・良心的な介護タクシー ・自宅から送迎車までの場所が離れている場合、短時間を移動支援で繋ぎ送迎車まで(自宅まで)の移動を支援しているが、手配が出来ない場合。通所施設が融通を利かせ(送迎の範囲で?)対応してくれている。 (三浦市) ・介護タクシー(費用は高い) ・福祉有償運送 ・通所事業所→ショート先への送迎をしている。 ・家族が公共交通機関でショート先へ送迎 ・社協の補助金で市内の事業所が乗り合いバスを有料で運営。 (逗子市) ・介護タクシー ・ファミリーサポートセンター ・民生委員
④その他 移動支援についてのご意見	(横須賀市) ・ドライバー1 名のみでの移動支援や利用時間の算定方法などの疑問の残る利用方法を相談支援事業者から移動支援事業者への伝達。 ・すでに支給決定を受け利用している人の利用の仕方と、これから利用する人の利用の仕方に整合性を持たせること。 ・基本的な適用と相談が必要になることについての明確な基準が欲しい。 ・地域生活を継続するためには重要な社会資源である。 ・相談員も利用者の話を聞きマネジメントが必要だが、支給決定も個別性への配慮を考えていけたらいいと思う。 ・北部地区は事業所が少ないが、ニーズが多い。遠方事業所からの派遣が難しい。 (鎌倉市) ・横須賀市のように車での支援が認められたらありがたい。 ・2 対1などのグループ支援を広げてほしい。 (三浦市) ・通所、通学支援時の家族のやむを得ない事情の基準があいまい。 ・本人に合う事業所が無く、横須賀まで通所する際の送迎を家族事情の関わらず利用できるように。 ・移動支援が利用できなのであれば、別の支援策や通学乗り合いバスの補助などの代替も検討してほしい。 ・他県、他市の通学通所支援の状況を知りたい。 (逗子市) ・生活介護事業所も全員に送迎を利用できるわけではない(車両的、地域的)。移動支援を利用しての通所が出来ればよい。 ・利用予約をしても当日の体調不良によりキャンセルことがある(精神)。 ・坂の勾配がきつく歩行が困難となり利用できない。 ・引きこもっている為、外出を希望しない。